

せいり ばんごう 整理番号	4-4-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう むく 項目	かぞく よ よ 家族を呼び寄せるとき		
ない よう 内容	よ よ ほんい 呼び寄せられる範囲		

### 1 想定される質問の背景

- 病気治療や扶養などを目的として、出身国に残した親、配偶者、子供などの家族を引き取り、日本と一緒に生活したいと考えている。

### 2 基本的な問いと答え

相談者 私は日本に家族を呼んで一緒に生活することができますか？

回答者 あなたの在留資格を教えてください。(4-1-1の一覧表を示す)

相談者 私の在留資格は〇〇です。(4-1-1の一覧表で確認して)

回答1 (日本人の配偶者等、永住者、定住者の場合)

呼び寄せられるのは次の範囲の方で、日本での活動に制限はありません。

- ① 配偶者(日本人の配偶者等の場合は含まれない)
- ② 未成年未婚の実子
- ③ 6歳未満の養子

回答2 (その他の在留資格の場合: 外交、公用、短期滞在を除く)

呼び寄せられるのは次の範囲の方で、在留資格は「家族滞在」となり、日本で働くことはできませんが、資格外活動許可を取得して週28時間までのアルバイトは可能です。

- ① 扶養を受ける配偶者
- ② 扶養を受ける子

### 3 派生する問いと答え

相談者 家族呼び寄せの手続はどのように行なうのですか？

回答者 ⇒ 4-4-2へ

相談者 親や親戚など他の家族を日本に呼ぶことはできないのですか？

回答者 親族訪問を目的とする短期滞在の在留資格で15日又は90日以内の期間、日本を訪問することができます。

### 4 基礎知識

よく相談されるが家族呼び寄せの認められない事例

- 実の親又は養子縁組をした親
- 成年の子又は養子

メモ欄

---



---



---